

あきたかた男女共同参画だより

2018年夏(8月)号
NO.3 人権多文化共生推進課

セクハラ(性的嫌がらせ)がない職場・地域をつくりましょう

法務省委託事業の人権連続講座1回目を8月10日に開催しました。講師は社会保険労務士キャリアアップカウンセラー藤原寛子さん、テーマは「知っておきたいハラスメント防止の基礎知識」でした。

(研修資料より抜粋)

職場におけるハラスメントの種類と定義 (2) ハラスメントの定義



①セクシュアルハラスメント

職場において、相手方の気持ちに反する性的言動を行うこと

性的な内容の発言	性的な行動
<ul style="list-style-type: none">性的な冗談やからかい性的暴言食事やデートへの執拗な誘い(メールも含む)意図的に性的な噂を流布する個人的な体験談を話したり聞いたりする等LGBT的発言	<ul style="list-style-type: none">性的な関係の強要身体への不必要な接触強制わいせつ行為、強姦等ヌードポスター、ヌード写真の出るスクリーンセイバーの使用わいせつ図画の配布、掲示等

性的言動を拒否をして労働条件の不利益変更をうけると→対価型セクハラ
性的言動により職場環境の悪化が続くと→環境型セクハラ



民生委員・児童委員、人権擁護委員、市内事業所職員など多くの市民が参加され、熱心に聴講されました。次回は11月8日でテーマは「多様性を地域の力に」です。ぜひご参加ください。(申込み先：人権多文化共生推進課 Tel.42-5630)

<ポイント1>

ハラスメントを受けた時は・・・

- ①拒否の意思を記録に残す
可能ならば拒否の意思を示す
- ②証拠を確保しておく
日時、場所、具体的な状況など
手紙やメールも保存しておく
- ③相談する
1人で我慢していても問題の解決にならない
秘密を守ってくれる同僚や上司、会社の相談窓口にご相談する

<ポイント2>

セクハラが生じる背景として、①「お茶くみは女性がして当然」「上手にかわしてこそ大人の女性」などといった女性差別的な意識が男女を問わず、職場や社会全体に根強く残っていること、②被害女性は報復を恐れたり、ことを大げさにしたくない思い、断定・言い切り言葉を使いにくいことなどから、なかなかはっきりと「ノー」と言えない ③加害男性は被害女性の「ノー」のメッセージを恥らいつつも受け止めた自分勝手に思い込む ことなどがあげられます。

現在、日本にはセクハラを直接に禁止する法律がなく、国連女性差別撤廃委員会からも法規定を設けるよう勧告を受けています。

撲滅のために、被害者の声の発信の場「#MeToo」や、撲滅のためにできることの発信の場「#Time'sUp」など、被害者がひるまず声をあげることが世界を動かし始めています。

仕事と家庭の両立相談を開催しました

女性のライフサイクルに応じた就職を支援する一環として、広島県と共催し「女性の就職総合支援事業」わーくわくママサポートコーナー出張相談会を8月3日クリスタルアージョにおいて開催しました。

相談された吉田町在住の20代の女性は「現在、子どもが生後7か月で育児休暇中ですが、職場復帰するにあたって、ひとりだけで考えていると自分のいい方にだけ考えてしまいます。キャリアコンサルタントと話す中で、考えているプランのどこを見直していくべきかなど客観的な意見を聞くことができよかったです。」とのことでした。

相談を希望される方はわーくわくママサポートコーナーひろしまTel082-542-0222までお問い合わせ下さい



広島市内中区に常設の相談所ですが、年に1度、安芸高田市内に出張相談所を開設しています。

男女共同参画 取り組みヒント



吉田町竹原に本部事務所がある「社会福祉法人 清風会」。

高齢者や障害者の生活介護事業の他、障害者の就労継続支援に取り組まれています。法人内に虐待防止委員会を設置され、ご利用者の苦情を専用の投函箱で受け付け、虐待につながる事案を事前に解決するとともに、全体で検討が必要と思われる事案については、プライバシーを保護したうえで委員を中心に話し合いを行い、同じようなことが起こらないために法人全体に伝えているそうです。個々の感情の高まりで、虐待やパワーハラスメントに至ってしまうのを、いかにして横のつながり、チームとして防げるかを追求されています。

このたびの人権連続講座に各回20名前後の自発的な参加者がいらっしゃいます。人権について具体的に、真剣に考えていらっしゃるからこそそのことなんでしょうね。



男女共同参画推進事業補助金をご活用下さい！

地域や各団体で男女共同参画推進に関する研修会に参加されたり、開催された場合、予算の範囲内で3万円を上限に補助金を交付します。

詳細は人権多文化共生推進課までお問い合わせください。

皆さまからのご意見や情報をお待ちしています。

<人権多文化共生推進課 >

Tel 42-5630

fax 47-1206

e-mail:

zinkentabunka@city.akitakata.jp